1. わが国の緩和ケアの制度と看護 A. 国の制度と看護

中澤葉宇子

(国立がん研究センターがん対策情報センター がん医療支援部)

はじめに

わが国の緩和ケアは、ホスピス緩和ケア病棟を中心に発展し、一般病床や在宅診療へと拡大してきた。特に、2006年にがん対策基本法が成立したことにより、緩和ケアががん対策の一環として全国で推進されるようになり、看護の環境も大きく変化した。

本稿では、がん対策基本法やがん対策推進基本 計画、およびがん診療連携拠点病院制度、診療報 酬等の緩和ケアに関連する各種制度の変遷と、そ れらに伴う看護に求められる活動の変化を紹介 し、今後の緩和ケアに係る看護の展望について考 えてみたい。

緩和ケアに関連する制度の変遷

わが国の緩和ケアに関連する各種制度の変遷を表1に示す。1990年に保険医療制度上、緩和ケアに関して初めて「緩和ケア病棟入院料」の算定が開始した。その後、2002年に看護師を含む緩和ケアチームの診療に対する「緩和ケア診療加算」が新設され、診療報酬上の評価が一般病床へと拡大した。2006年には「在宅療養支援診療所」、2012年に「機能強化型在宅療養支援診療所」が設置されるとともに、2014年「機能強化型訪問看護ステーション」が設置され、在宅緩和ケアを担う訪問看護の充実が図られたことにより、診療報酬上、緩和ケアに関して看護師が活躍する場が多様化した。

一方,2006年にがん対策基本法が成立し,基本的施策として「がん医療の均てん化の促進」が講じられたことから,がん患者の療養生活の質と

維持向上のために緩和ケアが全国で推進されるようになった¹⁾。2016年の法改正によって,緩和ケアは,「がんのその他の特定の疾患に罹患した者に係る身体的もしくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和することによりその療養生活の質の維持向上を図ることを主たる目的とする治療,看護その他の行為」と定義されると共に,緩和ケアのさらなる推進が講じられ,がんの緩和ケアの中で看護に求められる活動内容も変化した²⁾。

がん対策推進基本計画とがん診療連携 拠点病院制度による看護の場の変化

がん対策基本法に基づいて策定されたがん対策 推進基本計画と、がん診療連携拠点病院制度によ る看護の場の変化を図1に示す。

1. がん対策基本計画

がん対策推進基本計画(以下,基本計画と略す)は、2007年から3期にわたり策定され、がん対策を推進するための基本的方向が定められている。第1期の基本計画では、重点課題として「治療の初期段階からの緩和ケアの実施」が謳われ、専門的な知識・技能を有する緩和ケアチームの整備や、緩和ケアチーム・ホスピス緩和ケア病棟・在宅療養診療所等による地域連携が推進され、看護に求められる機能が明示された³⁾。

続く2012年に策定された第2期の基本計画においても、引き続き重点課題として「がんと診断されたときからの緩和ケアの推進」が謳われ、がん診療に携わるすべての医療者が基本的な緩和ケアの知識・技術を習得することが求められ、専

表 1 緩和ケアに関連する国の制度の変遷

年	法律等	診療報酬
1990		・緩和ケア病棟入院料 新設 がん・エイズ患者を対象に一律包括払い
1994		・在宅時医学管理料,在宅末期総合診療料 新設 在宅終末期医療の推進と評価
1996		・在宅末期訪問看護指導料 新設 在宅終末期看護の評価
1997	・介護保険法 成立	
2002		・緩和ケア診療加算 新設 一般病床で緩和ケアを提供する緩和ケアチーム 医療への評価
2006	・がん対策基本法 成立	・在宅療養支援診療所 新設 在宅療養の推進
2007	・がん対策推進基本計画(第 1 期)策定 治療の初期段階からの緩和ケアの実施	
2009	・がん診療連携拠点病院 整備指針改定 拠点病院に緩和ケアチームの設置義務化	
2010		・がん患者指導管理料(がん患者カウンセリング料) 新設 看護師が行うカウンセリングへの評価
2012	・がん対策推進基本計画(第2期)策定 在宅医療の充実と評価	・機能強化型在宅療養支援診療所・病院 新設 診療報酬の見直し、在宅緩和ケアに係る評価 ・外来緩和ケア管理料 新設 緩和ケアチームによる外来緩和ケアへの評価
2014	・がん診療連携拠点病院 整備指針改定 都道府県拠点病院に緩和ケアセンターの設置 義務化	・機能強化型訪問看護管理療養費 新設 (機能強化型訪問看護ステーションの新設) 24 時間対応等,機能の高い訪問看護ステー ションへの評価
2016	・がん対策基本法 改正	・在宅緩和ケア充実診療所・病院加算 新設在宅緩和ケア・緊急往診への評価・外来がん患者在宅連携指導料 新設外来がん患者の在宅医療への連携への評価・緩和ケア病棟緊急入院料 初期加算 新設緩和ケア病棟の在宅療養支援への評価
2018	・がん対策推進基本計画(第3期)策定 ・がん診療連携拠点病院 整備指針改定 ・循環器病対策基本法 成立	・緩和ケア診療加算 改定 対象に末期心不全の患者が追加

門・認定看護師などの専門家を中心に推進されてきた緩和ケアは、がん診療に携わるすべての看護師が基本的な緩和ケアを提供できる体制の整備が進められるようになった。また、専門・認定看護師によるがん患者カウンセリング等の緩和ケアに関する相談支援体制の強化が明示された⁴⁾。

2017年に策定された第3期の基本計画では、拠点病院を中心に進められた緩和ケアの提供体制

の整備は、拠点病院に限らず、がん診療に携わる 医療機関において基本的な緩和ケアを実施できる 体制を整備することが掲げられ、緩和ケアをより 一層充実させることが求められている(図 2)⁵⁾。

2. がん診療連携拠点病院制度

がん診療連携拠点病院(以下,拠点病院と略す) は,がん医療の均てん化を目標として,2001年

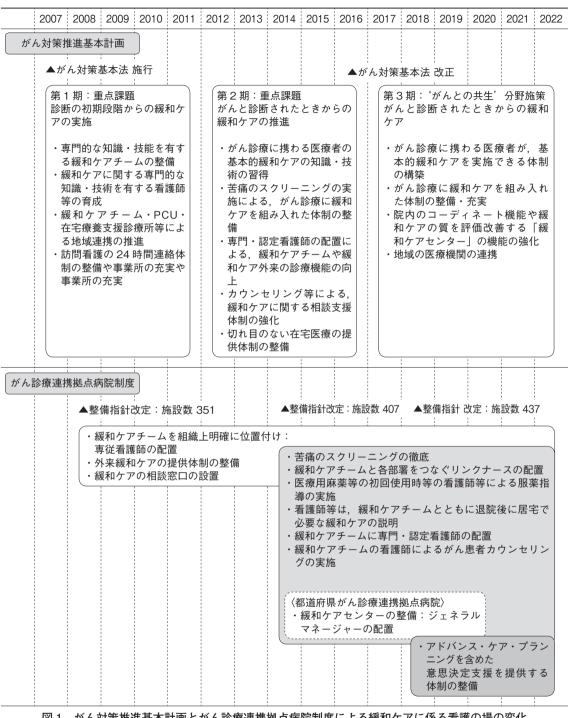


図 1 がん対策推進基本計画とがん診療連携拠点病院制度による緩和ケアに係る看護の場の変化

から創設された厚生労働省の制度である 60。2006 年には都道府県ごとの都道府県拠点病院と2次医 療圏ごとの地域拠点病院の指定が開始され、2008 年には第1期の基本計画に基づき整備指針が大き

く改定された。緩和ケアに関しては、①専任の身 体症状の緩和ケアに携わる医師、専従の看護師、 精神症状の緩和ケアに携わる医師を構成員とする 緩和ケアチームを整備し、組織上明確に位置付け

第1 全体目標

「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」

①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 ②患者本位のがん医療の実現 ③尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

第2 分野別施策

- 1. がん予防
- (1) がんの1次予防
- (2) がんの早期発見, がん検診 (2次予防)
- 2. がん医療の充実
- (1) がんゲノム医療
- (2) がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、 免疫療法
- (3) チーム医療
- (4) がんのリハビリテーション
- (5) 支持療法
- (6) 希少がん, 難治性がん (それぞれのがんの特性に応じた対策)
- (7) 小児がん、AYA(※) 世代のがん、高齢 者のがん
 - (※) Adolescent and Young Adult: 思春 期と若年成人
- (8) 病理診断
- (9) がん登録
- (10) 医薬品・医療機器の早期開発・承認等に 向けた取組

3. がんとの共生

- (1) がんと診断された時からの 緩和ケア
- (2) 相談支援, 情報提供
- (3) 社会連携に基づくがん対策 ・がん患者支援
- (4) がん患者等の就労を含めた 社会的な問題
- (5) ライフステージに応じたが ん対策

4. これらを支える基盤の整備

- (1) がん研究
- (2) 人材育成
- (3) がん教育、普及啓発

第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1. 関係者等の連携協力の更なる強化 5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
- 2. 都道府県による計画の策定
- 6. 目標の達成状況の把握
- 3. がん患者を含めた国民の努力
- 7. 基本計画の見直し
- 4. 患者団体等との協力

図2 第3期がん対策推進基本計画概要(平成30年3月9日閣議決定)

厚生労働省. がん対策推進基本計画の概要 (第3期)

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000183313.html) より引用

ること. ②外来において専門的な緩和ケアを提供 できる体制を整備すること。③緩和ケアに関する 要請や相談に関する窓口を設置することなどが要 件とされ、看護師の活動の場が広がり、病院内で 横断的に活動することが求められるようになっ た70。

2014年には、第2期の基本計画に基づき整備 指針が改定され、①緩和ケアチームに、専従の緩 和ケアに携わる専門的な知識および技能を有する 看護師(がん看護専門看護師、緩和ケア認定看護 師、がん性疼痛看護認定看護師のいずれか)を配 置することや、②がん看護関連の認定看護師等に よるがん看護カウンセリング (がん看護外来) を 行うこと. ③都道府県拠点病院に緩和ケアセン ターを整備し、緩和ケアセンターの機能を管理・ 調整する。専従のジェネラルマネージャーを配置 することが必須となった。看護師の活動の場は. 病院内の横断的な活動から、病院全体もしくは都 道府県内全体へと拡がり、看護の機能強化が進め られた⁸⁾。

2018 年に改定された整備指針においては、緩和ケアの提供体制の整備として、アドバンス・ケア・プランニングを含めた意思決定支援の提供体制の整備が追加された $^{9)}$ 。現在、全国にがん診療連携拠点病院 401 カ所、地域がん診療病院 36 カ所 (2018 年 4 月現在)が指定されている $^{10)}$ 。

展望

本項では、わが国の緩和ケアの制度の変遷を振り返り、看護師に求められる活動の変化を紹介した。保険医療制度によってホスピス緩和ケア病棟から普及が始まった緩和ケアは、がん対策を通して全国の医療現場に広がりつつあると考える。これまで拠点病院を中心として推進されてきたがん対策における緩和ケアは、拠点病院以外でがん診療を提供する医療機関でも基本的緩和ケアを実施できる体制の整備が求められている。また、2018年末には循環器病対策基本法が成立したことにより、今後は、循環器疾患等、がん以外の疾患に対しても緩和ケアの対象とする体制の構築が求められるようになり、看護の機能強化と看護師のより一層の活躍が期待される。

女献

- 1) がん対策基本法 (平成十八年法律第九十八号).
- 2) がん対策基本法 平成二十八年十二月十六日公布

- (平成二十八年法律第百七号) 改正
- 3) がん対策推進基本計画. [https://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/06/dl/s0615-1a.pdf] (2019.1.7 アクセス)
- 4) がん対策推進基本計画 (第2期). [https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/gan_keikaku02.pdf] (2019.1.7 アクセス)
- 5) がん対策推進基本計画 (第3期). [https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000196973.pdf] (2019.1.7 アクセス)
- 6) 厚生労働省. 地域がん診療連携病院制度について (平成13年8月30日). [https://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/01/s0120-5a.html] (2019.1.7 アクセス)
- 7) 厚生労働省. がん診療連携拠点病院の整備について (平成20年3月1日). [https://www.mhlw.go.jp/topics/2006/02/tp0201-2.html] (2019.1.7アクセス)
- 8) 厚生労働省. がん診療連携拠点病院等の整備について(平成26年1月10日). [https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000155799.pdf] (2019.1.7アクセス)
- 9) 厚生労働省. がん診療連携拠点病院等の整備について(平成30年7月31日). [https://www.mhlw.go.jp/content/000347080.pdf.] (2019.1.7アクセス)
- 10) 厚生労働省. がん診療連携拠点病院等の一覧表 (平成30年4月1日現在). [https://www.mhlw. go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000201832.pdf.] (2019.1.7 アクセス)